

議案第7号

鳥取県情報公開条例の一部改正について

次のとおり鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「削除条等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた

部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（解釈及び運用の方針）</p> <p>第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（解釈及び運用の方針）</p> <p>第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、<u>県民の公文書</u>の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>（開示請求権）</p> <p>第5条 <u>何人も</u>、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。</p>	<p>（開示請求権）</p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは</u>、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示（<u>第5号に掲げるもの</u>にあつては、<u>そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。</u>）を請求することができる。</p> <p>（1） <u>県の区域内に住所を有する者</u></p> <p>（2） <u>県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>（3） <u>県の区域内に所在する学校に在学する者</u></p> <p>（4） <u>県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その</u></p>

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号イ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)及び(3) 略

3 略

他の団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)及び(3) 略

3 略

(開示請求者以外への公文書の開示)

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出（以下「開示申出」という。）があったと

第16条 削除

(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第39条 略

きは、第6条から前条まで（第7条第5項及び第6項、第11条並びに第14条を除く。）の規定の例により、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている公文書を開示する旨を、開示申出をした者に対し回答しようとする場合には、当該回答に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないとき、及び当該第三者に関する情報が第9条第2項各号に掲げる情報のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、当該意見書において開示されることにより支障が生ずるものとされた情報を開示しないものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第39条 略

2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 略

2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている改正前の鳥取県情報公開条例第16条第1項の規定による公文書の開示を求める申出（以下「開示申出」という。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に発信され、同日以後に到達した開示申出については、改正後の鳥取県情報公開条例第5条の規定による公文書の開示の請求とみなす。